

指定管理者の指定について

下記のとおり国分福島地区コミュニティ供用施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成27年11月27日提出

霧島市長 前田 終止

記

- 1 対象施設名 国分福島地区コミュニティ供用施設
- 2 指定管理者 霧島市国分福島二丁目31番20号  
福島地区自治公民館
- 3 指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

（提案理由）

国分福島地区コミュニティ供用施設については、福島地区自治公民館により地域住民の文化、教養及び福祉の増進を目的とした適切な維持管理がなされているところであり、引き続き同公民館を指定管理者に指定することにより、効果的かつ効率的な管理運営が期待できることから、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

## 【指定議案説明資料】

### 1 国分福島地区コミュニティ供用施設の概要

- ① 施設名 国分福島地区コミュニティ供用施設
- ② 位置 霧島市国分福島二丁目 31 番 20 号
- ③ 建築年度 平成 2 年度
- ④ 構造・面積 鉄骨造平屋建 延床面積 350.61 m<sup>2</sup>
- ⑤ 設置目的 地域住民のコミュニティ活動の拠点施設として、地域住民のコミュニティ活動の拠点施設として、施設整備を行い、地域住民の交流を促進し連帯感を深め、住民の生活向上を図るため、民生安定事業により設置

### 2 指定管理者の概要

- ① 団体の名称、代表者及び所在
  - 名 称 福島地区自治公民館
  - 代 表 者 福島地区自治公民館長
  - 所 在 霧島市国分福島二丁目 31 番 20 号
- ② 組織
  - 設立年月日 昭和 30 年 4 月 1 日
  - 会 員 数 1340 世帯 (3601 人)

### 3 年間事業（行事）計画

地区住民が一堂に集い、親睦と融和を図り、相互理解と地域連帯感を強める。また、地区住民の総意によって各種の事業を行い、自治能力の向上を図るとともに、健康の増進や青少年の健全育成、教養を深めるための学習に努め、明るく住みよい地域づくりを目指す地域活動の拠点施設として管理運営を行っていく。